

# 社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー職員給与規則

|                     |                     |                     |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| (昭和 57 年規則第 6 号)    | (改正 昭和 59 年規則第 2 号) | (改正 昭和 60 年規則第 3 号) |
| (改正 昭和 61 年規則第 2 号) | (改正 昭和 62 年規則第 2 号) | (改正 昭和 63 年規則第 2 号) |
| (改正 平成 元年規則第 1 号)   | (改正 平成 元年規則第 2 号)   | (改正 平成 2 年規則第 2 号)  |
| (改正 平成 3 年規則第 1 号)  | (改正 平成 4 年規則第 2 号)  | (改正 平成 5 年規則第 2 号)  |
| (改正 平成 6 年規則第 2 号)  | (改正 平成 7 年規則第 3 号)  | (改正 平成 8 年規則第 1 号)  |
| (改正 平成 8 年規則第 2 号)  | (改正 平成 9 年規則第 2 号)  | (改正 平成 10 年規則第 3 号) |
| (改正 平成 11 年規則第 2 号) | (改正 平成 12 年規則第 1 号) | (改正 平成 13 年規則第 5 号) |
| (改正 平成 14 年規則第 1 号) | (改正 平成 15 年規則第 3 号) | (改正 平成 16 年規則第 2 号) |
| (改正 平成 18 年規則第 2 号) | (改正 平成 20 年規則第 2 号) | (改正 平成 21 年規則第 4 号) |
| (改正 平成 22 年規則第 1 号) | (改正 平成 23 年規則第 1 号) | (改正 平成 24 年規則第 5 号) |
| (改正 平成 26 年規則第 2 号) | (改正 平成 28 年規則第 4 号) | (改正 平成 29 年規則第 3 号) |
| (改正 平成 30 年規則第 1 号) | (改正 平成 31 年規則第 1 号) | (改正 令和 2 年規則第 1 号)  |
| (改正 令和 4 年規則第 2 号)  | (改正 令和 5 年規則第 1 号)  |                     |

## (目的)

第1条 この規則は、就業規則第31条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 臨時の任用職員の給与については、別に定める。

## (定義)

第2条 この規則で職員とは、就業規則第3条第1項第1号により採用されたものをいう。

### (給与の種類)

第3条 この規則で給与とは、給料及び手当を総称し、次に掲げるものをいう。

- (1) 給料
- (2) 扶養手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 時間外勤務手当
- (6) 夜勤手当
- (7) 宿日直手当
- (8) 管理職手当
- (9) 役付手当
- (10) 期末・勤勉手当
- (11) 資格手当
- (12) 処遇改善手当
- (13) 退職手当

(給与の締切日及び支払日)

第4条 前条に掲げる給料及び月額を単位として支給する手当については、毎月初日から末日までの分を当該月の25日に、その他の手当については翌月の25日に支給する。ただし、その日が日曜日・土曜日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日・土曜日又は休日でない日を支給日とする。

2 期末・勤勉手当及び退職手当については、別表第2に定めるところによる。ただし、期末手当・勤勉手当については、支給日が日曜日・土曜日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日・土曜日又は休日でない日を支給日とする。

(給与の計算方法)

第5条 勤務1時間当たりの給料の額は、給料月額に、12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 次の各号に該当する期間又は時間については、給与は支給しない。

(1) 遅刻、早退、欠勤などにより、所定の勤務時間の全部又は一部を勤務しなかった場合。  
ただし、園長、センター長又は所長（以下「園長等」という。）が止むを得ない事由によると認めた場合は、この限りでない。

(2) 休職期間中

3 月の途中において採用又は退職した者の給与については、勤務した期間に応じ支給する。

(給与の支払方法)

第6条 給与は通貨でその全額を直接職員に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものはこれを控除する。

(1) 法定控除のもの。

ア 各種社会保険料の本人負担分  
イ 所得税、県・市民税等の源泉徴収分

(2) 職員の代表者と園長等の間で、書面により控除することを協定したもの。

(給料表)

第7条 職員の給料は月額で定めることとし、その給料表は別表第1のとおりとする。

2 別表第1の級の格付は次によるものとする。

(1) 1級 事務員、支援員、指導員、保育士、介助員、看護師、栄養士の職の職務

(2) 2級 事務員、支援員、指導員、保育士、介助員、看護師、栄養士の職で比較的困難な業務を行う職務

(3) 3級 統括主任、主任の職の職務

事務員、支援員、指導員、保育士、介助員、看護師、栄養士の職で特に困難な業務を行う職務

(4) 4級 統括主任、主任の職で比較的困難な業務を行う職務

事務員、支援員、指導員、保育士、介助員、看護師、栄養士の職で相当困難な業務を行う職務

(5) 5級 次長、センター長、所長、課長の職の職務

統括主任、主任の職で特に困難な業務を行う職務

(6) 6級 事務局長、園長の職の職務

次長、センター長、所長、課長の職で比較的困難な業務を行う職務

(7) 7級 事務局長、園長の職の職務

第8条 新たに職員となった者の初任給の基準は、次によるものとする。

大学卒 1級 10号給

短大卒 1級 7号給

高校卒 1級 5号給

2 新規学卒者以外の採用者に係る初任給は、本人の学歴、経験及び他の職員との均衡等を考慮して決定する。

(定期昇給)

第9条 職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、予算の範囲内において1号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、職員が満55歳に達した日以後の最初の3月31日後の昇給は24月とする。

2 昇給の時期は、1月1日、4月1日、7月1日、10月1日にする。

(特別昇給)

第10条 職員が次の各号の1に該当する場合は、特別昇給を行うことができる。

(1) 休職中の職員が復職し、他の職員との給与が著しく不均衡を生じたとき。

(2) 就業規則第28条により表彰を受けたとき。

(3) その他特別に昇給させる必要があると認めたとき。

(扶養手当)

第11条 扶養親族は次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいい、調査のうえ扶養手当を支給する。

(1) 配偶者

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

(住居手当)

第12条 自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員には住居手当を支給する。

(通勤手当)

第13条 通勤のため交通機関を利用し、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員及び一定の距離を交通用具を使用することを常例とする職員には、通勤手当を支給する。

第14条 削除

(時間外勤務手当)

第15条 就業規則第22条の規定により正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した時間に対して、時間外勤務手当を支給する。

(夜勤手当)

第15条の2 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するこ

とを命じられた職員には、夜勤手当を支給する。

(宿日直手当)

第16条 就業規則第25条の規定により、宿直又は日直勤務を命ぜられた職員には、宿日直手当を支給する。

(管理職手当)

第17条 事務局長、園長、次長、センター長、所長、課長の職にある職員には、管理職手当を支給する。

2 第15条及び第18条に規定の手当は、この管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

(役付手当)

第18条 統括主任、主任の職にある職員には、役付手当を支給する。

(期末・勤勉手当)

第19条 期末手当は、6月1日、12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に、勤勉手当は6月1日、12月1日にそれぞれ在職する職員に支給する。

(期末・勤勉手当の加算)

第20条 課長以上の職員については、期末・勤勉手当の算定基礎額に給料月額の10パーセントの額を加算するものとする。

(資格手当)

第21条 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、管理栄養士、保育士のいずれかの資格を保有している職員には、資格手当を支給する。

(処遇改善手当)

第21条の2 厚生労働省が創設した福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を原資として処遇改善手当を支給する。

(退職手当)

第22条 就業規則第5条に規定する試用期間中に退職したとき及び同規則第30条により解雇されたときを除き、職員が退職した場合は退職手当を支給する。

2 退職手当の支給に関する規則は、別に定める。

(手当等の支給基準)

第23条 この規則による手当の支給基準は、別表第2のとおりとする。

(再雇用職員の給与等)

第24条 就業規則第14条第3項に規定する給与等の基準は、別表第3のとおりとする。

## 附 則

1. この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

2. 措置費（事務費）の改定により給与月額等に変更を生じた場合は、これに基づき予算を検討し、その範囲内において改定する。

## 附 則

(施行期日等)

1. この規則は公布の日から施行する。ただし第1条の規定による改正後の社会福祉法人柏崎

刈羽ミニコロニー精神薄弱者更生施設 松波の里 職員給与規則（以下「改正規則」という。）別表第1及び別表第2中扶養手当、住居手当にかかる規定は昭和58年4月1日から適用し、別表第2中通勤手当、宿日直手当、管理職手当、役付手当にかかる規定は昭和59年4月1日から施行する。

（給与の内払）

2. 改正後の規則においては、改正前の規則の規定に基づき支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

#### 附 則

（施行期日等）

1. この規則は公布の日から施行する。ただし第1条の規定による改正後の社会福祉法人柏崎刈羽ミニコロニー精神薄弱者更生施設 松波の里 職員給与規則（以下「改正規則」という。）別表第2中扶養手当、住居手当、通勤手当にかかる規定は昭和59年4月1日から適用し、第3条、第5条、第14条及び別表第2中特殊業務手当にかかる規定は昭和60年4月1日から施行し第3条及び第22条の2にかかる規定は昭和59年9月1日から適用する。

（給与の内払）

2. 改正後の規則においては、改正前の規則の規定に基づき支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

#### 附 則

（施行期日等）

1. この規則は公布の日から施行する。ただし第1条の規定による改正後の社会福祉法人柏崎刈羽ミニコロニー精神薄弱者更生施設 松波の里 職員給与規則（以下「改正規則」という。）第7条、第8条、別表第1及び別表第2中扶養手当、住居手当、通勤手当にかかる規定は昭和60年7月1日から適用する。

（給与の内払）

2. 改正後の規則においては、改正前の規則の規定に基づき支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

#### 附 則

（施行期日等）

1. この規則は公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2. 改正後の規則においては、改正前の規則の規定に基づき支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

#### 附 則

（施行期日等）

1. この規則は公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2. 改正後の規則においては、改正前の規則の規定に基づき支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

## 附 則

(施行期日等)

1. この規則は公布の日から施行する。ただし第1条の規定による改正後の社会福祉法人柏崎刈羽ミニコロニー精神薄弱者更生施設 松波の里 職員給与規則（以下「改正規則」という。）別表第1及び別表第2中扶養手当、住居手当の支給基準にかかる規定は昭和62年4月1日から適用し、第4条、第11条、第21条及び別表第2中扶養手当、寒冷地手当の支給対象にかかる規定は平成元年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2. 改正後の規則の規定を適用する場合において、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則

(施行期日等)

1. この規則は公布の日から施行する。ただし第1条の規定による改正後の社会福祉法人柏崎刈羽ミニコロニー精神薄弱者更生施設 松波の里 職員給与規則（以下「改正規則」という。）別表第1及び別表第2中通勤手当、期末手当、勤勉手当にかかる規定は平成元年4月1日から適用し、別表第2中扶養手当にかかる規定は平成2年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2. 改正後の規則の規定を適用する場合において、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

## 附 則

(施行期日等)

1. この規則は公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2. 改正後の規則の規定を適用する場合において、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

## 附 則

(施行期日等)

1. この規則は公布の日から施行する。ただし第1条の規定による改正後の社会福祉法人柏崎刈羽ミニコロニー精神薄弱者更生施設松波の里職員給与規則（以下「改正規則」という。）別表第1及び別表第2中扶養手当、通勤手当、期末手当にかかる規定は平成3年4月1日から適用し、別表第2中扶養手当中児童手当及び年間所得、宿日直手当にかかる規定は平成4年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2. 改正後の規則の規定を適用する場合において、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

## 附 則

(施行期日等)

1. この規則は公布の日から施行する。ただし第1条の規定による改正後の社会福祉法人柏崎刈羽ミニコロニー精神薄弱者更生施設松波の里職員給与規則（以下「改正規則」という。）第11条、別表第1及び別表第2中扶養手当、住居手当、通勤手当にかかる規定は平成4年4月1日から適用し、別表第2中宿日直手当にかかる規定は平成5年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2. 改正後の規則の規定を適用する場合において、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

## 附 則

(施行期日等)

1. この規則は公布の日から施行する。ただし改正後の社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー精神薄弱者更生施設松波の里職員給与規則（以下「改正規則」という。）別表第1及び別表第2中扶養手当、住居手当、期末手当にかかる規定は平成5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2. 改正後の規則の規定を適用する場合において、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

## 附 則

(施行期日等)

1. この規則は公布の日から施行する。ただし改正後の社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー精神薄弱者更生施設松波の里職員給与規則（以下「改正規則」という。）別表第1及び別表第2中扶養手当、期末手当にかかる規定は平成6年4月1日から適用し、第3条第1項第14号、第22条の2及び別表第2中超過勤務手当、宿日直手当にかかる規定は平成7年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2. 改正後の規則の規定を適用する場合において、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

## 附 則

(施行期日等)

1. この規則中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成8年4月1日から施行する。

2. この規則中、第1条の規定による、改正後の社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー精神薄弱者更生施設松波の里職員給与規則（以下「改正規則」という。）は、平成7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3. 改正規則の規定を適用する場合において改正前の社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー精神薄弱者更生施設松波の里職員給与規則の規定に基づいて支給された給与は改正規則の規定による給与の内払とみなす。

## 附 則

この規則は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

## 附 則

(施行期日等)

1. この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定による、改正後の社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー精神薄弱者更生施設松波の里・松風の里職員給与規則（以下「改正規則」という。）別表第 1、別表第 1 の 2 及び別表第 2 中扶養手当にかかる規定は平成 8 年 4 月 1 日から適用し、別表第 2 中宿日直手当、寒冷地手当にかかる規定は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(給与の内払)

2. 改正規則の規定を適用する場合において改正前の社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー精神薄弱者更生施設松波の里・松風の里職員給与規則の規定に基づいて支給された給与は改正規則の規定による給与の内払とみなす。

## 附 則

(施行期日等)

1. この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー精神薄弱者更生施設松波の里・松風の里職員給与規則（以下「改正規則」という。）別表第 1、別表第 1 の 2、別表第 2 中扶養手当及び期末手当にかかる規定は平成 9 年 4 月 1 日から適用し、第 15 条から第 20 条、別表第 2 中特殊業務手当、業務手当、宿日直手当、管理職手当、役付手当及び期末・勤勉手当の加算にかかる規定は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(給与の内払)

2. 改正規則の規定を適用する場合において改正前の社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー精神薄弱者更生施設松波の里・松風の里職員給与規則の規定に基づいて支給された給与は改正規則の規定による給与の内払とみなす。

## 附 則

(施行期日等)

1. この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー知的障害者更生施設松波の里・松風の里職員給与規則（以下「改正規則」という。）別表第 1、別表第 1 の 2 及び別表第 2 中扶養手当にかかる規定は平成 10 年 4 月 1 日から適用し、題名及び別表第 2 中宿日直手当にかかる規定は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。  
(給与の内払)

2. 改正規則の規定を適用する場合において改正前の社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー精神薄弱者更生施設松波の里・松風の里職員給与規則の規定に基づいて支給された給与は改正規則の規定による給与の内払とみなす。

## 附 則

(施行期日等)

1. この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー知的障害者更生施設松波の里・松風の里職員給与規則（以下「改正規則」という。）

第1条の別表第1、別表第1の2及び期末・勤勉手当にかかる規定は平成11年4月1日から適用し、宿日直手当及び第2条の規定は平成12年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2. 改正規則の規定を適用する場合において改正前の社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー知的障害者更生施設松波の里・松風の里職員給与規則の規定に基づいて支給された給与は改正規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

1. この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー知的障害者更生施設松波の里・松風の里職員給与規則（以下「改正規則」という。）別表第2中扶養手当及び期末・勤勉手当にかかる規定は平成12年4月1日から適用し、第3条、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第15条、第17条、第18条及び別表第2中名称、管理職手当の規定は平成13年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2. 改正規則の規定を適用する場合において改正前の社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー知的障害者更生施設松波の里・松風の里職員給与規則の規定に基づいて支給された給与は改正規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

1. この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー知的障害者更生施設松波の里・松風の里職員給与規則（以下「改正規則」という。）にかかる規定は平成13年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2. 改正規則の規定を適用する場合において改正前の社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー知的障害者更生施設松波の里・松風の里職員給与規則の規定に基づいて支給された給与は改正規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は平成15年3月1日から適用し、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条第1項及び別表第2にかかる規定は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第2住居手当の改正規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項第12号、第21条の2及び別表第2・第3にかかる規定は令和4年2月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第21条の2にかかる規定は令和4年10月1日から適用する。

別表 第1

## 給 料 表

(単位 円)

| 号/級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     | 6 級     | 7 級     |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1   | —       | —       | 187,000 | 221,400 | 239,300 | 260,000 | 279,800 |
| 2   | 136,300 | 173,000 | 194,000 | 229,700 | 248,400 | 269,200 | 289,200 |
| 3   | 140,700 | 179,800 | 201,100 | 238,200 | 257,500 | 278,400 | 298,900 |
| 4   | 145,300 | 187,000 | 208,300 | 247,200 | 266,300 | 287,600 | 308,800 |
| 5   | 150,500 | 192,800 | 216,200 | 256,300 | 275,000 | 296,800 | 318,700 |
| 6   | 156,400 | 198,100 | 224,200 | 265,000 | 283,700 | 306,300 | 328,800 |
| 7   | 162,500 | 203,300 | 232,100 | 273,500 | 292,400 | 315,800 | 338,900 |
| 8   | 168,800 | 208,500 | 239,600 | 282,000 | 301,100 | 325,400 | 348,900 |
| 9   | 173,400 | 213,400 | 246,200 | 290,300 | 309,700 | 335,000 | 358,600 |
| 10  | 177,000 | 217,900 | 252,700 | 298,500 | 318,200 | 344,500 | 368,100 |
| 11  | 180,000 | 222,300 | 259,100 | 306,400 | 326,500 | 354,100 | 377,500 |
| 12  | 182,700 | 226,700 | 264,900 | 313,900 | 334,200 | 363,600 | 386,600 |
| 13  | 185,400 | 231,000 | 270,500 | 321,200 | 341,900 | 372,900 | 395,400 |
| 14  | 187,600 | 234,400 | 275,700 | 328,300 | 349,300 | 382,000 | 402,600 |
| 15  | 189,700 | 237,500 | 280,900 | 334,700 | 355,200 | 389,800 | 408,800 |
| 16  | 191,300 | 240,600 | 285,600 | 340,500 | 360,300 | 395,800 | 414,400 |
| 17  |         | 243,700 | 289,800 | 344,600 | 364,800 | 401,600 | 419,200 |
| 18  |         | 246,600 | 293,500 | 348,200 | 368,500 | 405,600 | 423,200 |
| 19  |         | 248,600 | 296,900 | 351,800 | 371,900 | 409,500 | 427,100 |
| 20  |         |         | 299,400 | 354,300 | 375,100 | 413,200 | 431,000 |
| 21  |         |         | 301,600 | 356,800 | 377,900 | 416,900 | 434,900 |
| 22  |         |         | 303,800 | 359,300 | 380,700 | 420,600 | 438,600 |
| 23  |         |         | 306,000 | 361,900 | 383,500 | 424,300 |         |
| 24  |         |         | 308,200 | 364,500 | 386,300 | 427,900 |         |
| 25  |         |         | 310,400 | 366,900 | 389,100 |         |         |
| 26  |         |         | 312,500 | 369,300 | 391,900 |         |         |
| 27  |         |         | 314,600 | 371,700 |         |         |         |
| 28  |         |         | 316,700 | 374,100 |         |         |         |
| 29  |         |         | 318,800 |         |         |         |         |
| 30  |         |         | 320,900 |         |         |         |         |
| 31  |         |         | 323,000 |         |         |         |         |
| 32  |         |         | 325,100 |         |         |         |         |
| 33  |         |         |         |         |         |         |         |



## 手 当 支 給 基 準 表

| 名 称            | 根 抱   | 支給日   | 支 給 対 象   | 支 給 基 準  |
|----------------|---|-------|---|--|
| 扶養手当<br>第 11 条 | 当該月の 25 日<br>ただし月の途中<br>で申請のあつた<br>場合はその月の<br>属する月の翌月<br>の 25 日 | 配 偶 者 | 満 22 歳に達する日以後の最<br>初の 3 月 31 日までの間にあ<br>る子及び孫<br>60 歳以上の父母及び祖父母<br>満 22 歳に達する日以後の最<br>初の 3 月 31 日までの間にあ<br>る弟妹<br>重度心身障害者 | 13,000 円<br><br>6,500 円 (配偶者のない場合はそのうちの 1 人について 11,000<br>円、扶養親族でない配偶者を有する場合の 1 人目は 6,500 円) た<br>だし、扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4<br>月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの<br>間にある子は、5,000 円を加算した額とする。<br><br>年間所得が<br>1,300,000 円<br>以下の者に<br>限る |
| 住居手当<br>第 12 条 | 同 上   | 同 上   | 住宅を借り受け、家賃を支払<br>っている職員   | 1. 家賃・間代が月額 23,000 円以下の場合には、家賃・間代の月額から 12,000 円を<br>控除した額<br>2. 家賃・間代が月額 23,000 円を超える場合は、家賃・間代の月額から 23,000<br>円を控除した額の 2 分の 1 の額 (2 分の 1 の額が 16,000 円を超えるときは<br>16,000 円) を 11,000 円に加算した額 (最高限度額 27,000 円)  |
| 通勤手当<br>第 13 条 | 同 上   | 同 上   | 交通機関 (汽車・バス等) を<br>利用する職員<br>(片道 2 km 以上)   | 1 箇月の通勤に要する定期乗車券の運賃等に相当する額が 40,000 円までは全<br>額。40,000 円を超えるときは、当該超える額の 2 分の 1 の額 (2 分の 1 の額が<br>5,000 円を超えるときは 5,000 円) を 40,000 円に加算した額<br>(最高支給限度額 45,000 円)  |
|                |   |       | 自転車等の使用距離が、片道 2 キロメートル以上<br>交通用具 (自転車・自動車等)<br>を利用する職員  | 5 キロメートル未満<br>10 " 10 " 2,000 円<br>15 " 15 " 4,100 円<br>20 " 20 " 6,500 円<br>25 " 25 " 8,900 円<br>30 " 30 " 11,300 円<br>35 " 35 " 13,700 円<br>40 " 40 " 16,100 円<br>" 40 " 18,500 円<br>" 40 " 20,900 円   |

| 名 称        | 根 拠     | 支 給 日           | 支 給 対 象                       | 支 給 基 準   |         |         |     |      |            |     |            |     |       |     |
|------------|---------|-----------------|-------------------------------|---|---------|---------|-----|------|------------|-----|------------|-----|-------|-----|
| 時間外勤務手当    | 第15条    | 翌月の25日          |                               | 第5条第1項の規定により算出した勤務1時間当たり給与額× $\frac{1}{100}25$ (その勤務が10時から翌日午前5時までの間にある場合は $\frac{1}{100}50$ 4週に4日の法定休日に労働した場合は $\frac{1}{100}35$ )<br>(その月における勤務の合算時間が1時間に満たない時は、30分以上は1時間とし、30分未満は切捨てる。)  |         |         |     |      |            |     |            |     |       |     |
| 夜勤手当       | 第15条の2  | 同 上             |                               | 勤務1回につき 5,500円  |         |         |     |      |            |     |            |     |       |     |
| 宿泊手当       | 第16条    | 同 上             |                               | 勤務1回につき 6,500円  |         |         |     |      |            |     |            |     |       |     |
| 管理職手当      | 第17条    | 当該月の25日         | 事務局長、園長、次長、センター長、所長、課長の職にあるもの | 給料月額× $\frac{1}{100}10$ その勤務日数が15日未満の場合は、支給額の2分の1の額を支給し、勤務日数が皆無の場合は支給しない。   |         |         |     |      |            |     |            |     |       |     |
| 役付手当       | 第18条    | 同 上             | 統括主任、主任の職にあるもの                | 統括主任 月額 6,000円 主任 月額 4,000円<br>給料、扶養手当 月額の合計額 × $\frac{1}{100}55$<br>" " × $\frac{1}{100}70$<br>" " × $\frac{1}{100}100$  |         |         |     |      |            |     |            |     |       |     |
|            |         | 6月15日<br>12月15日 | 6月1日在職者<br>12月1日              | 上記を基準にして、次の支給割合を乗じた額  |         |         |     |      |            |     |            |     |       |     |
| 期末・勤勉手当    | 第19条    | 期 末             | 手 当                           | <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤 務 期 間</th> <th>支 払 割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6箇月</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>5箇月以上6箇月未満</td><td>80%</td></tr> <tr> <td>3箇月以上5箇月未満</td><td>60%</td></tr> <tr> <td>3箇月未満</td><td>30%</td></tr> </tbody> </table> | 勤 務 期 間 | 支 払 割 合 | 6箇月 | 100% | 5箇月以上6箇月未満 | 80% | 3箇月以上5箇月未満 | 60% | 3箇月未満 | 30% |
| 勤 務 期 間    | 支 払 割 合 |                 |                               |   |         |         |     |      |            |     |            |     |       |     |
| 6箇月        | 100%    |                 |                               |   |         |         |     |      |            |     |            |     |       |     |
| 5箇月以上6箇月未満 | 80%     |                 |                               |   |         |         |     |      |            |     |            |     |       |     |
| 3箇月以上5箇月未満 | 60%     |                 |                               |   |         |         |     |      |            |     |            |     |       |     |
| 3箇月未満      | 30%     |                 |                               |   |         |         |     |      |            |     |            |     |       |     |

| 名 称        | 根 抱  | 支給日                                     | 支 給 対 象                                     | 支 給 基 準  |
|------------|------|---|---|--|
|            |      | 6月 15日<br>12月 15日                       | 6月 1日在職者<br>12月 1日 " "                      | 給料、扶養手当<br>月額の合計額 × $\frac{75}{100}$<br>" " × $\frac{75}{100}$     |
|            |      |   |   | 上記を基準にして、次の支給割合を乗じた額   |
| 勤 勉 手 当    |      | 勤 務 期 間                                 | 支給割合  | 勤 務 期 間  |
|            |      | 6箇月                                     | 100%  | 2箇月以上3箇月未満<br>40%  |
|            |      | 5箇月 15日以上6箇月未満                          | 95%   | 2箇月以上2箇月15日未満<br>30%   |
|            |      | 5箇月以上5箇月15日未満                           | 90%   | 1箇月15日以上2箇月未満<br>20%   |
|            |      | 4箇月 15日以上5箇月未満                          | 80%   | 1箇月以上1箇月15日未満<br>15%   |
|            |      | 4箇月以上4箇月15日未満                           | 70%   | 15日以上1箇月未満<br>10%  |
|            |      | 3箇月 15日以上4箇月未満                          | 60%   | 15日未満<br>5%  |
|            |      | 3箇月以上3箇月15日未満                           | 50%   | 零<br>0%  |
| 期末・勤勉手当の加算 | 第20条 | 各支給日                                    | 課長以上の職にあるもの                                 | 算定基礎額に給料月額の10パーセントを加算  |
| 資格手当       | 第21条 | 当該月の25日<br>ただし、月の途中で申請のあつた場合はその月の翌月の25日 | 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、管理栄養士、保育士のいざれかの資格を有する職員 | 月額3,000円<br>ただし、管理職手当の支給を受けている職員及び成年後見人等を受任するなどで報酬を受けている職員には支給しない。 |

| 名 称    | 根 拠    | 支給日     | 支 給 対 象   | 支 給 基 準   |
|--------|--------|---------|---|-----------|
| 処遇改善手当 | 第21条の2 | 当該月の25日 |   | 月額10,000円 |
| 退職手当   | 第22条   |         | 社会福祉施設職員退職手当共済及び新潟県民間社会福祉職員退職積立基金から支給される退職手当の金額 |           |